

景観づくりを支援！

佐渡市景観づくり助成事業

佐渡市景観計画に基づき活動を支援します。地域のルールを決め、地域の景観づくりに取り組みましょう。

地域や団体の取組みを支援

対象

建築物の規模・形態・色彩の統一、樹木の植栽や緑化等について、地域で決めたルールに従い地域の景観づくりに取り組もうとする地域や団体（おおむね0.3ha以上で、10棟以上の建築物が連続している地域または道路に100メートル以上接する区域）

① 地区協定推進事業

地域の景観づくりルールを作るための

- ・ 運営会議等の開催
- ・ 学習会、講演会および先進地視察調査の実施
- ・ チラシ等の刊行物の作成 など

【事業期間】 最大で3年間
【補助率等】 5分の4以内（限度額10万円）

② 景観づくり推進事業

①の地区協定推進事業で作った「地域ルール」に基づく

- ・ 建築物等の修景
 - ・ 工作物等の修景
 - ・ 生垣等の設置費用 など
- ※「修景」とは、自然の美しさを損なわないように風景を整備することです。

【事業期間】 最大で10年間
【補助率等】 3分の1以内または2分の1以内
(限度額は内容によって異なります)

個人の取組みを支援

既存建築物等の外観変更事業（単年度）

建築物等の外観（色彩）を、決められた基準に合うように変更するもの

【補助率等】 5分の1以内（限度額10万円）

生垣等設置奨励事業（単年度）

新たに生垣等を設置する費用（設置に伴うブロック塀等の撤去費用も補助の対象となります。）

【補助率等】 5分の1以内（限度額5万円）

※ブロック塀等の撤去費用は4万円まで



丁寧に手入れされている生垣の通り

※詳しい内容は、お問い合わせください。

お問い合わせ

市役所建設課 住宅係

〒952-1292 佐渡市千種232

☎ 63-5118 FAX 63-3765

